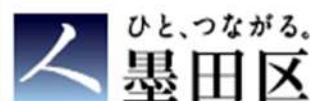


墨田区消費者ニュース

令和6年11月発行 第216号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



自宅を売っても住み続けられる？

リースバックは慎重に検討して！

「リースバック」とは、自宅を不動産業者に売却して代金を受け取り、同時に賃貸借契約を結び、その後は家賃を払いながら同じ住まいに住み続けられる、というものです。

家賃を支払う必要がある

老後の生活資金を確保しながら、今の家に住み続けられるというメリットがある反面、家賃を支払わなければならない、契約期間に制限（定期借家権）がある場合住み続けることはできない、などデメリットもあります。

クーリング・オフできません

消費者が不動産の売主となる契約は、クーリング・オフができません。



契約期間の終了後は退去しなければならない可能性もあり、その時はどうするのか、家賃を支払い続けることができるのか、などよく考える必要があります。

契約する前に家族など信頼できる方に相談し、1人で対応しないようにしましょう。

資料：国民生活センター、イラスト：いらすとや

消費者講座のご案内

スマートフォンの基本操作と不当請求の対策がわかる高齢者向けスマートフォン教室

スマートフォンの使い方、架空請求やワンクリック請求などの不当請求、フィッシングメールなどへの対処の仕方など、正しく、安全な使い方を学べます。

とき：令和6年11月12日（火）午前10時から12時

ところ：曳舟文化センター（京島1-38-11） 第1会議室

対象：区内在住在勤在学の60歳以上の方 申し込み：すみだ消費者センター 03-5608-1516



「転売ビジネス」で稼ぐつもりが儲からない！

～ 甘い言葉にだまされないで～

【相談事例】

副業に興味があり SNS で情報収集していた。1 か月前、転売ビジネスで稼げると情報発信している人をみつけメッセージアプリで連絡を取った。詳しいことは電話で説明すると言われ、すぐに担当者から電話がきた。「海外サイトで仕入れた商品を、日本のショッピングサイトで販売するだけで簡単に稼げる。50 万円で仕事のノウハウを教える。半年間はサポートするので経験がなくても大丈夫」と説明され、契約の意思を伝えた。業者からメールで契約書が届き、クラウド上でサインし、クレジットカードで決済した。ノウハウをまとめた資料が送信され、自分なりに勉強して、商品を出品したが全く売れない。業者に解約・返金を申し出たが断られた。

【アドバイス】

インターネット通販で仕入れた商品をフリマサイト等で転売し、差益で儲ける「転売ビジネス」に関する相談が増えています。業者は、「誰でも簡単に稼げる」「サポートする」と説明し、転売ビジネスを始めるためのノウハウ等が書かれた情報商材を購入させます。説明通りに作業しても利益が出ない、十分なサポートが提供されない、解約しても返金されない等の相談が目立ちます。

事例は、業者からかかってきた電話で商品の説明を受け勧誘されているため、電話勧誘販売に該当します。契約から 1 か月が経過していましたが、交付された契約書の記載内容に不備があった為、相談者から事業者クリーニング・オフを申し出るよう助言しました。業者はセンターとの交渉には一切応じませんでしたが、相談者宛に「クレジット決済を取消す」と連絡が入り、50 万円のクレジットカード請求が取り消されました。



イラスト：消費者庁イラスト集より

すみだ消費者センター相談室



■相談日・・・月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）

（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

